

【特別寄稿】

日本体育大学における体罰排除教育の効果

—卒業年次生の分析—

谷釜 了正¹⁾, 福場久美子²⁾, 宇部 弘子²⁾, 鈴木 悠介³⁾, 深見 将志⁴⁾,
市川優一郎⁵⁾, 軽部 幸浩⁶⁾, 藤田 圭一²⁾

¹⁾ 日本体育大学スポーツ史研究室

²⁾ 日本体育大学教育心理学研究室

³⁾ 東京都立板橋特別支援学校

⁴⁾ 日本大学商学部

⁵⁾ 日本大学文理学部

⁶⁾ 駒澤大学文学部

Effect of education on elimination of corporal punishment at Nippon Sport Science University

— An analysis on senior students —

Ryosyo TANIGAMA, Kumiko FUKUBA, Hiroko UBE, Yusuke SUZUKI, Masashi FUKAMI,
Yuichiro ICHIKAWA, Yukihiro KARUBE and Shuichi FUJITA

Abstract: The present study examined the effect of the educational methods of Nippon Sport Science University in tackling the issue of corporal punishment. Specifically, the program for elimination of corporal punishment has been brought to the attention of all students and adopted by the University on the freshmen admitted in 2013; subsequently the program was reinforced each year. With the program, we closely investigated how the concept of elimination of corporal punishment actually penetrated into students' consciousness and behavior and how the students themselves realized a transformation in them through their school lessons and extracurricular activities. The issue of whether our education methods were responsible to a certain degree in eliminating corporal punishment suggests that an authentication is needed to establish the validity of our published declaration of the elimination of corporal punishment.

(Received: May 9, 2016)

Key words: education for elimination of corporal punishment, contemporary university students, senior students

キーワード：体罰排除教育，現代大学生，卒業年次生

目 的

日本体育大学は、2013年2月8日に谷釜了正学長が改めて「反体罰・反暴力宣言」を行っている。その詳細は本学のホームページに掲載されており、全教職員および全学生だけでなく、広く一般の方々がいつでも閲覧できる状態になっている。その宣言は下記のとおりである。

日本体育大学は、ここに改めて反体罰・反暴力を宣言します。

『学校教育法第11条（校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。）』及び『オリンピック憲章(スポーツにおける倫理の振興およ

びスポーツを通じた青少年の教育を奨励、支援するとともに、スポーツにおいてフェアプレーの精神が隅々まで広がり、暴力が閉め出されるべく努力をすること。』を持ち出すまでもなく、教育活動及びスポーツ指導活動においていかなる事情があろうとも体罰・パワーハラスメント等の暴力についてはこれを排除します。

「日本体育大学・日本体育大学女子短期大学部倫理綱領」(平成17年9月、教授会制定)は、その前文で教職員及び学生に向かって「倫理を逸脱する行為・不正行為は断じて許さず、また見過ごさない。」と表明し、10項目からなる倫理綱領を掲げて、ハラスメントの防止及び暴力行為の禁止を定めています。

この倫理綱領の精神は『日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学教職員心得』(平成22年5月、教授会制定)の中に反映され、セクハラ等、人権侵害行為及び体罰(暴力、暴言等)の行使は信用失墜行為であるとして厳しく禁じているところです。この教職員心得は教職員に携行を義務づけた冊子『CREDO』(信条を意味するラテン語)に掲載して、日常的に自らの行動指針を確認できるようにしています。「教職員心得」の制定の意図は「CREDOへの想い」として次のように綴られています。

日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学部は、体育・スポーツを研究、教育する大学として、人間の生命、からだと健康、保健と福祉、競技力の向上、人間の成長・発達及び人間の尊厳と人権の保障という教育の理念を大切に、学習を深めている大学である。この大学で教育に携わる教職員は、特に人間の尊厳と人権についての理解を深め、すべての学生、すべての人間に対し、老若男女の区別なく、また、才能や成績の優劣で区別することなく平等に接するよう心がけねばならない。

私たち教職員は、110有余年の歴史と伝統を誇る「体育スポーツの専門大学」の名誉を守るべく、改めて大学人としての自覚を高め、自らの姿勢を正して学生の指導に当たらねばならない。よって、ここに学生指導に当たった基本方針を改めて確認し、基本方針に則り教育を進める教職員の心構え、規律などを明確にする意図をもって「教職員心得」を制定し、常にこれらを念頭において業務を遂行することに心がけるものとします。

一方、本学は体育・スポーツの専門大学であることから、スポーツの実技指導においてもパワーハラスメントの防止や暴力行為の禁止を肝に銘じて当たらねばなりません。体育の教員は教育課程を通して養成されますが、課外のスポーツ指導者としても運動部活動に従事することが期待されます。このことを踏まえて、本学の運動部の指導者は日本体育協会が発している

「倫理に関するガイドライン」に則って指導に当たってきました。ここにあらためて当該のガイドラインを提示して、日本の競技スポーツを担う本学の指導者に「身体的・精神的暴力(バイオレンス)行為等の厳禁」について再確認していきます。

この宣言では、「倫理を逸脱する行為・不正行為は断じて許さず、また見過ごさない」と表明し、ハラスメントの防止および暴力行為の禁止を強く求めている。また、この宣言は「セクハラ等人権侵害行為及び体罰(暴力、暴言等)の行使は信用失墜行為である」として厳しく禁じている『日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学教職員心得』(2010年5月、教授会制定)を今一度確認するものであり、『教職員心得』は教職員に携行を義務づけた冊子『CREDO』(信条を意味するラテン語)に掲載して、日常的に自らの行動指針を確認できるようにしている。

また、日本体育大学には、各行為に対する相談先として、アカデミックアドバイザー、学生相談室、学生支援センター等がある。さらに、「学長直行便(目安箱)」が東京・世田谷キャンパス、横浜・健志台キャンパスの学生支援センターに設置されており、体罰・暴力を排除するための取り組みを積極的に実行している。これらの内容については、常に教職員と学生に周知しており、大学全体で共通認識されている。

2013年9月15日に日本体育大学で開催された日本応用心理学会第80回記念大会の公開シンポジウム「体罰を考える」において、学長の谷釜は、体罰の撲滅に向けての日本体育大学の取り組みについて、以下の3点を中心に述べている。

- (1) 教授会において「反体罰・反暴力宣言」をし、ホームページに掲載：これは日本体育大学が率先して宣言をしていることを強調するものである。
- (2) 運動部を巡り、反体罰・反暴力宣言の趣旨を説明：これは日本体育大学運動部に所属する学生に対し、現在の活動自体に意識を向けてもらうことを強調するものである。
- (3) 新入生に体罰に関するアンケート調査を実施：これは体罰に対して肯定的な意見を持つ学生が入学してきた場合でも、日本体育大学の教育でその考え方に新たな視点を持ち込む必要性を訴えることを強調するものである。

谷釜の主張は、どのような経緯があろうとも日本体育大学から「体罰・暴力・ハラスメント」を葬り去ることを求めるものである。つまり、体育・スポーツに対しての捉え方を体罰や暴力などの枠組みではなく、大学を挙げてもっと魅力的な方法を追求していくことが改めて主張されたといえよう。

このような経緯を受け、本研究では2013年度に本学へ入学した1年生が4年生を迎えるにあたり、本学で体験した3年間の体罰排除教育をどのように評価し具体的に行動化しているのかを明らかにしようとするものである。

方 法

1. 調査対象者

日本体育大学に所属する2015年度の3年生972名(男性:623名,女性:345名,未記入:4名,平均年齢:20.9(SD=0.63)歳)を調査対象者とした。

2. 調査方法と調査時期

日本体育大学が、体罰の根絶に向けて行っている取り組み(以下、体罰排除教育)を参考にして、体罰排除教育効果に関する質問票を独自に作成し、集合調査法により行った(巻末資料参照)。調査実施者は、調査対象者が本調査の主旨を理解できるように、研究の目的、記入方法、個人情報の保護に関する内容を口頭で説明し、調査協力の同意を得た者にのみ無記名式にて回答を求めた。調査期間は2015年12月中旬に実施した。なお本研究は、日本体育大学倫理審査委員会の承認を受けた。

3. 調査項目

(1) プロフィールに関する項目

調査対象者に対し、年齢、学年、性別、所属学科、高校の種類、高校の都道府県、部活・サークル等の所属について回答を求めた。

(2) アンケート項目

質問1:「日体大のホームページに『反体罰・反暴力宣言』が掲載されていますが、読んだことがありますか?」に対して「①ある、②ない」の2件法を用い、次に「『①ある』に○印を付けた方にお尋ねします。『反体罰・反暴力宣言』を読んで、体罰についてどのように思いましたか?」に対して「①体罰をおこなってはいけないと思った～⑤体罰をおこなってよいと思った」の5件法で回答を求めた。

質問2:「授業中に教職員から、『反体罰・反暴力』に関する講義を受けたことがありますか?」に対して「①受けたことがある、②受けたことがない」の2件法を用い、次に「『①受けたことがある』に○印を付けた方にお尋ねします。『反体罰・反暴力』に関する講義を受けて、体罰についてどのように思いましたか?」に対して「①体罰をおこなってはいけないと思った～⑤体罰をおこなってよいと思った」の5件法で回答を求めた。

質問3:「入学式するとき、学長(谷釜了正学長)が、式辞のなかで『反体罰・反暴力宣言』を表明したこと

を覚えていますか?」に対して「①覚えている～⑤覚えていない」の5件法を用い、次に「『①覚えている』『②どちらかといえば覚えている』に○印を付けた方にお尋ねします。学長の『反体罰・反暴力宣言』を聞いたとき、どのように思いましたか?」に対して「①体罰をおこなってはいけないと思った～⑤体罰をおこなってよいと思った」の5件法で回答を求めた。

質問4:「学長から1年生の授業のときに『反体罰・反暴力』等に関する講義を受けましたか?」に対して「①受けた、②受けていない」の2件法を用い、次に「『①受けた』に○印を付けた方にお尋ねします。講義を受けてどのように思いましたか?」に対して「①体罰をおこなってはいけないと思った～⑤体罰をおこなってよいと思った」の5件法で回答を求めた。

質問5:「理事長(松浪健四郎理事長)から1年生のときに『反体罰・反暴力』に関する講義を受けましたか?」に対して「①受けた、②受けていない」の2件法を用い、次に「『①受けた』に○印を付けた方にお尋ねします。講義を受けてどのように思いましたか?」に対して「①体罰をおこなってはいけないと思った～⑤体罰をおこなってよいと思った」の5件法で回答を求めた。

質問6:「運動部に所属している方にお尋ねします。部活動のときに、学長から『反体罰・反暴力宣言』の趣旨の説明を受けましたか?」に対して「①受けた、②受けていない」の2件法を用い、次に「『①受けた』に○印を付けた方にお尋ねします。『反体罰・反暴力宣言』の趣旨の説明を受けて、どのように思いましたか?」に対して「①体罰をおこなってはいけないと思った～⑤体罰をおこなってよいと思った」の5件法で回答を求めた。

質問7:「毎年4月上旬に実施される体罰に関する調査(アンケート)に回答しましたか?」に対して「1年生の4月:①回答した、②回答してない」,「2年生の4月:①回答した、②回答してない」,「3年生の4月:①回答した、②回答してない」の2件法で回答を求めた。

質問8:「体罰を受けたり、見たり・聞いたりしたときに、日体大のポータルサイトで開設されている『学長直行便』で報告できることを知っていますか?」に対して「①知っている、②知らない」の2件法を用い、次に「これから体罰を受けたり、見たり・聞いたりしたときに『学長直行便』を利用したいと思いますか?」に対して「①ぜひ利用したいと思う～⑤まったく利用したくないと思う」の5件法で回答を求めた。

質問9:「学生寮または合宿所でのことにお尋ねします。『反体罰・反暴力』に関して、寮監長・部長・監督・コーチからの巡回指導を受けたことがあります

か？学生寮または合宿所に居住したことがない場合は、③に○をつけてください。」に対して「①ある、②ない、③学生寮・合宿所に居住したことがない」の3件法を用い、次に『①ある』に○印を付けた方にお尋ねします。どのような指導を受けましたか？具体的に書いてください。」に対して自由記述を求めた。

質問10：「日体大から刊行されている『反体罰・反暴力に関する資料・冊子』を読んだことがありますか？」に対して「①読んだことがある、②読んだことがない」の2件法を用いて、次に『①読んだことがある』に○印を付けた方にお尋ねします。「反体罰・反暴力に関する資料・冊子」を読んで、どのようなことを思いましたか？具体的に書いてください。」に対して自由記述を求めた。

質問11：「全体的にみて、日体大が取り組んでいる『日体大から体罰をなくす教育』は、効果があると思いますか？」に対して「①非常に効果があると思う～⑤まったく効果がないと思う」の5件法で回答を求めた。

4. 分析方法

自由記述以外の項目に関する分析は、統計処理ソフトウェア SAS9.4 を用い、各質問における回答の頻度に対して χ^2 検定をおこなった。さらに、質問4と質問11の回答間、ならびに質問5と質問11の回答間でクロス集計し、算出された頻度に対して χ^2 検定をおこなった。

結 果

以下は、各質問における回答を集計したものである。

1. 各質問項目における回答頻度について

【1】①日体大のホームページに「反体罰・反暴力宣言」が掲載されていますが、読んだことがありますか？

集計の結果、「ある」と回答した割合は23.84%（231名）、「ない」と回答した割合は76.16%（738名）であった。ホームページに掲載されている「反体罰・反暴力宣言」を読んだことのある学生は、読んだことのない学生より有意に少なかった ($\chi^2=265.27, df=1, p<.001$)。

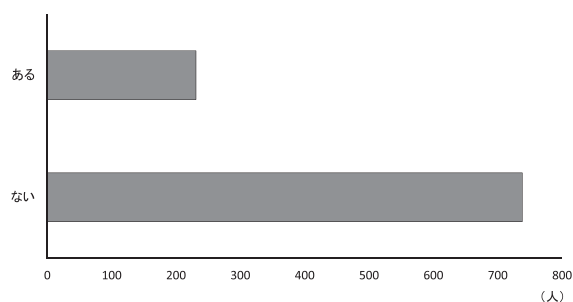


図1 質問1-①

【1】②「ある」に○印を付けた方にお尋ねします。「反体罰・反暴力宣言」を読んで、体罰についてどのように思いましたか？

集計の結果、「体罰をおこなってはいけないと思った」87.88%（203名）、「どちらかといえば体罰をおこなってはいけないと思った」8.23%（19名）、「どちらかともいえないと思った」3.46%（8名）、「どちらかといえば体罰をおこなってよいと思った」0%（0名）、「体罰をおこなってよいと思った」0.43%（1名）であった。検定の結果、有意な差が認められた ($\chi^2=489.95, df=3, p<.001$)。

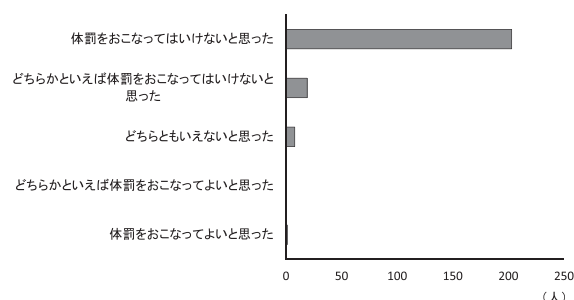


図2 質問1-②

【2】①授業中に教職員から、「反体罰・反暴力」に関する講義を受けたことがありますか？

集計の結果、「受けたことがある」と回答した割合は71.92%（694名）、「受けたことがない」と回答した割合は28.08%（271名）であり、検定の結果、「反体罰・反暴力」に関する講義を受けたことがある学生とない学生には有意差が認められた ($\chi^2=185.42, df=1, p<.001$)。

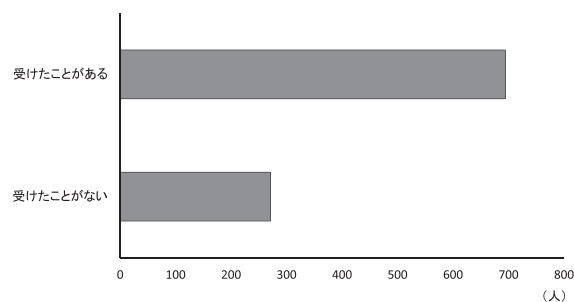


図3 質問2-①

【2】②「受けたことがある」に○印を付けた方にお尋ねします。「反体罰・反暴力」に関する講義を受けて、体罰についてどのように思いましたか？

集計の結果、「体罰をおこなってはいけないと思った」86.21%（594名）、「どちらかといえば体罰をおこなってはいけないと思った」8.71%（60名）、「どちらかともいえないと思った」4.64%（32名）、「どちらかといえば体罰をおこなってよいと思った」0.29%（2名）、「体罰をおこなってよいと思った」0.15%（1名）であった。検定の結果、「反体罰・反暴力」に関する講義を受

けたことにより、学生には体罰を否定する態度がみられ、有意な差が認められた ($\chi^2=1905.09, df=4, p<.001$)。

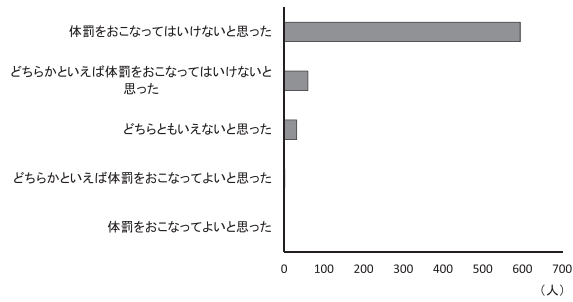


図4 質問2-②

[3] ①入学式の時、学長（谷釜了正学長）が、式辞のなかで「反体罰・反暴力宣言」を表明したことを覚えていますか？

集計の結果、「覚えている」50.52% (490名)、「どちらかといえば覚えている」17.32% (168名)、「どちらともいえない」7.53% (73名)、「どちらかといえば覚えていない」5.88% (57名)、「覚えていない」18.76% (182名)であった。検定の結果、入学式の時、学長（谷釜了正学長）が式辞のなかで「反体罰・反暴力宣言」を表明したことを覚えているか否かについて有意差が認められた ($\chi^2=628.07, df=4, p<.001$)。

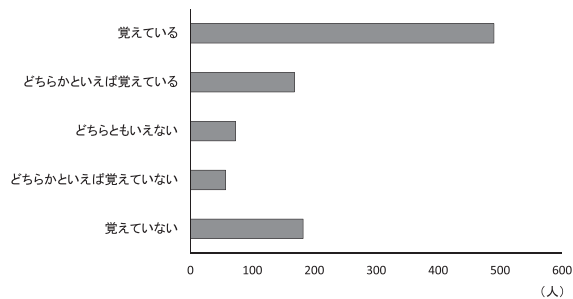


図5 質問3-①

[3] ②「覚えている」「どちらかといえば覚えている」に○印を付けた方にお尋ねします。学長の「反体罰・反暴力宣言」を聴いたとき、どのように思いましたか？

集計の結果、「体罰をおこなってはいけないと思った」84.73% (555名)、「どちらかといえば体罰をおこなってはいけないと思った」9.62% (63名)、「どちらともいえないと思った」5.19% (34名)、「どちらかといえば体罰をおこなってよいと思った」0.46% (3名)、「体罰をおこなってよいと思った」0% (0名)であった。検定の結果、谷釜了正学長が、入学式の式辞のなかで「反体罰・反暴力宣言」を表明したことを覚えている学生のほとんどが、有意に「体罰を行ってはいけない」と考えているという結果になった ($\chi^2=1257.42, df=3, p<.001$)。

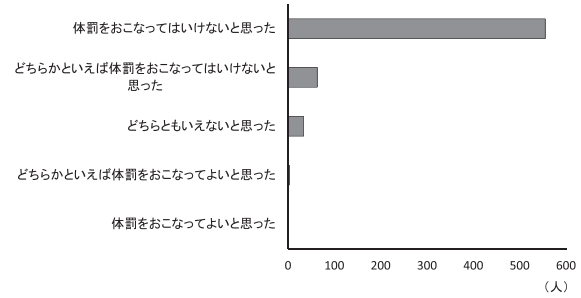


図6 質問3-②

[4] ①学長から1年生の授業のときに「反体罰・反暴力」等に関する講義を受けましたか？

集計の結果、「受けた」と回答した割合は62.20% (599名)、「受けていない」と回答した割合は37.80% (364名)であった。検定の結果、1年生時に学長から「反体罰・反暴力」等に関する講義を受けた体験の有無について、有意差が認められた ($\chi^2=57.35, df=1, p<.001$)。

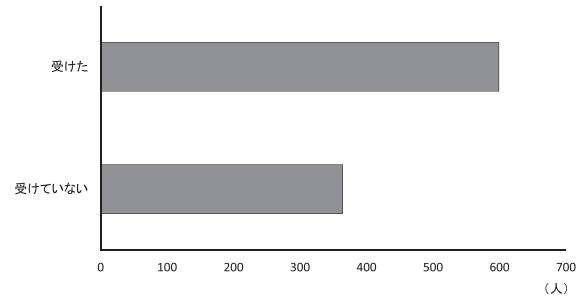


図7 質問4-①

[4] ②「受けた」に○印を付けた方にお尋ねします。講義を受けてどのように思いましたか？

集計の結果、「体罰をおこなってはいけないと思った」85.28% (510名)、「どちらかといえば体罰をおこなってはいけないと思った」9.36% (56名)、「どちらともいえないと思った」5.02% (30名)、「どちらかといえば体罰をおこなってよいと思った」0.33% (2名)、「体罰をおこなってよいと思った」0% (0名)であった。検定の結果、学長から「反体罰・反暴力」に関する講義を受けたことによる「反体罰・反暴力」に対する態度に有意差が認められた ($\chi^2=1168.82, df=3, p<.001$)。

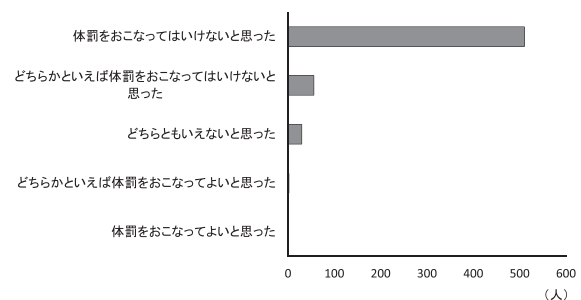


図8 質問4-②

[5] ① 理事長（松浪健四郎理事長）から1年生のときに「反体罰・反暴力」に関する講義を受けましたか？

集計の結果、「受けた」と回答した割合は57.01%（549名）、「受けていない」と回答した割合は42.99%（414名）であった。検定の結果、理事長から1年生のとき「反体罰・反暴力」に関する講義を受けたかどうかの有無について有意差が認められた（ $\chi^2=18.93$, $df=1$, $p<.001$ ）。

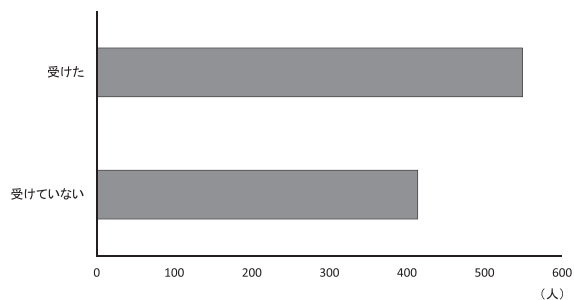


図9 質問5-①

[5] ② 「受けた」に○印を付けた方にお尋ねします。講義を受けてどのように思いましたか？

集計の結果、「体罰をおこなってはいけないと思った」82.51%（467名）、「どちらかといえば体罰をおこなってはいけないと思った」8.83%（50名）、「どちらともいえないと思った」8.48%（48名）、「どちらかといえば体罰をおこなってよいと思った」0%（0名）、「体罰をおこなってよいと思った」0.18%（1名）であった。検定の結果、理事長から「反体罰・反暴力」に関する講義を受けたことによる「反体罰・反暴力」に対する態度に有意差が認められた（ $\chi^2=1009.22$, $df=3$, $p<.001$ ）。

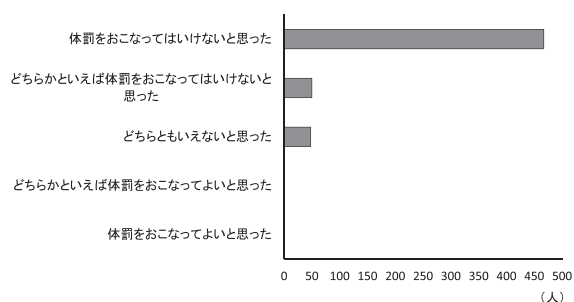


図10 質問5-②

[6] ① 運動部に所属している方にお尋ねします。部活動のときに、学長から「反体罰・反暴力宣言」の趣旨の説明を受けましたか？

集計の結果、「受けた」と回答した割合は78.93%（588名）、「受けていない」と回答した割合は21.07%（157名）であった。学長からの趣旨説明に、「受けた」と回答した学生が有意に多かった（ $\chi^2=249.34$, $df=1$, $p<.001$ ）。

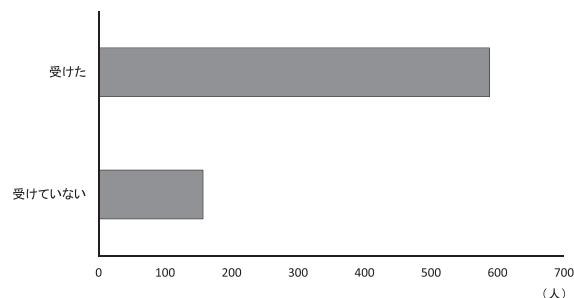


図11 質問6-①

[6] ② 「受けた」に○印を付けた方にお尋ねします。「反体罰・反暴力宣言」の趣旨の説明を受けて、どのように思いましたか？

集計の結果、「体罰をおこなってはいけないと思った」90.24%（527名）、「どちらかといえば体罰をおこなってはいけないと思った」6.51%（38名）、「どちらともいえないと思った」2.91%（17名）、「どちらかといえば体罰をおこなってよいと思った」0.34%（2名）であった。検定の結果、学長からの趣旨説明を受けて、「体罰はおこなってはいけないと思った」と回答した学生が有意に多かった。（ $\chi^2=1330.15$, $df=3$, $p<.001$ ）。

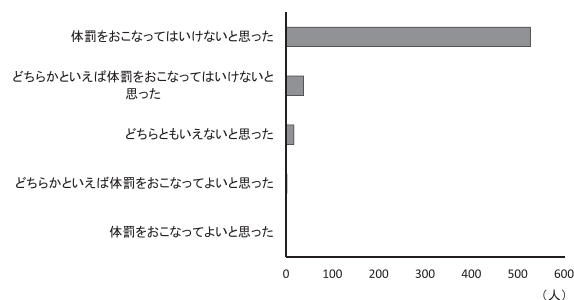


図12 質問6-②

[7] 毎年4月上旬に実施される体罰に関する調査（アンケート）に回答しましたか？

① 1年生の4月に「回答した」割合は68.68%（603名）、「回答していない」割合は31.32%（275名）であった。検定の結果、「回答した」割合は「回答していない」割合よりも有意に多かった（ $\chi^2=122.53$, $df=1$, $p<.001$ ）。

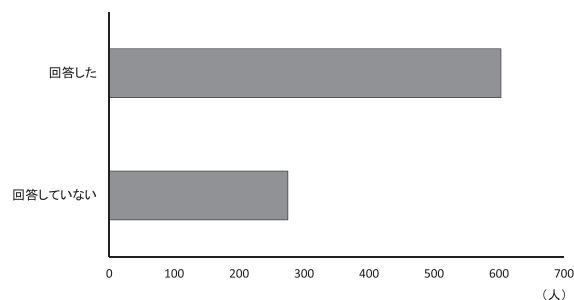


図13 質問7-①（1年生の4月）

② 2年生の4月に「回答した」割合は68.24% (593名), 「回答していない」割合は31.76% (276名)であった。検定の結果, 「回答した」割合は「回答していない」割合よりも有意に多かった ($\chi^2=115.63, df=1, p<.001$)。

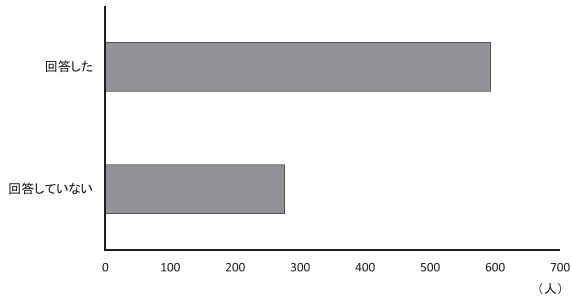


図 14 質問7-② (2年生の4月)

③ 3年生の4月に「回答した」割合は67.24% (585名), 「回答していない」割合は32.76% (285名)であった。検定の結果, 「回答した」割合が「回答していない」割合よりも有意に多かった ($\chi^2=103.45, df=1, p<.001$)。

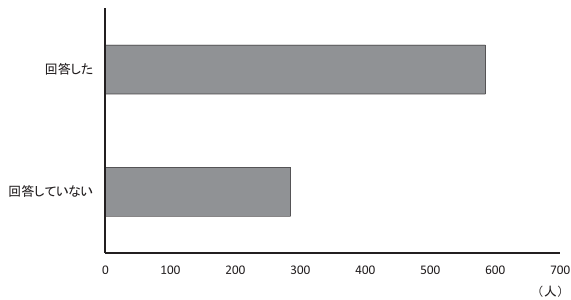


図 15 質問7-③ (3年生の4月)

【8】 ①体罰を受けたり, 見たり・聞いたりしたときに, 日体大のポータルサイトで開設されている「学長直行便」で報告できることを知っていますか?

集計の結果, 「知っている」と回答した割合は42.83% (409名), 「知らない」と回答した割合57.17% (546名)であった。検定の結果, 学長直行便で報告ができることを知っている学生が有意に少なかった ($\chi^2=19.65, df=1, p<.001$)。しかし, 有意な差ではあるが, 学長直行便を知っている学生も多いことから, 今後はこの制度の認知度が増えることが期待できる。

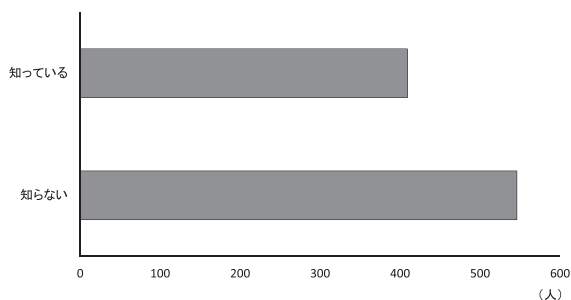


図 16 質問8-①

【8】 ②これから体罰を受けたり, 見たり・聞いたりしたときに「学長直行便」を利用したいと思いますか?

集計の結果, 「ぜひ利用したいと思う」42.68% (402名), 「どちらかといえば利用したいと思う」24.52% (231名), 「どちらともいえないと思う」24.20% (228名), 「どちらかといえば利用したくないと思う」2.55% (24名), 「まったく利用したくないと思う」5.94% (56名)であった。検定の結果, 「利用したいと思う」と回答した割合が有意に多かった ($\chi^2=781.96, df=1, p<.001$)。今後さらにこの制度の利用者が増えることが期待される。

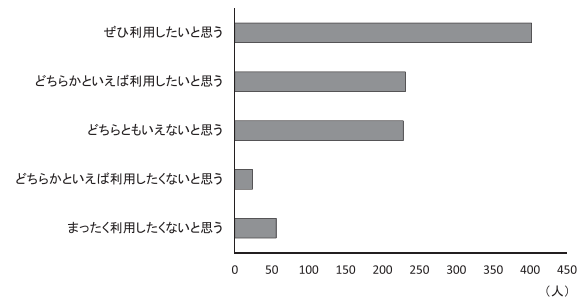


図 17 質問8-②

【9】 学生寮または合宿所でのことをお尋ねします。「反体罰・反暴力」に関して, 寮監長・部長・監督・コーチからの巡回指導を受けたことがありますか? 学生寮または合宿所に居住したことがない場合は, ③に○をつけてください。

集計の結果, 「ある」と回答した割合は17.39% (140名), 「ない」と回答した割合は32.80% (264名), 「学生寮・合宿所に居住したことがない」と回答した割合は49.81% (401名)であった。検定の結果, 巡回指導に関して有意な違いが認められた ($\chi^2=127.04, df=1, p<.001$)。

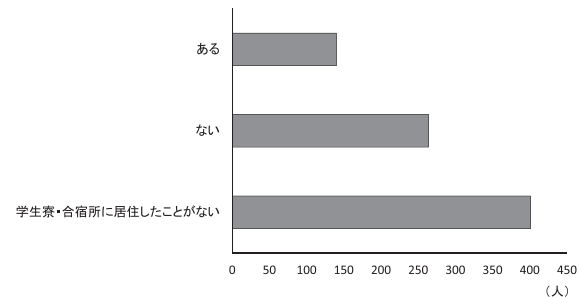


図 18 質問9

【10】 日体大から刊行されている「反体罰・反暴力に関する資料・冊子」を読んだことがありますか?

集計の結果, 「読んだことがある」と回答した割合は2.23% (21名), 「読んだことがない」と回答した割合は97.77% (921名)であった。検定の結果, 冊子を

読んだことがない学生が有意に多かった ($\chi^2=895.87$, $df=1$, $p<.001$)。

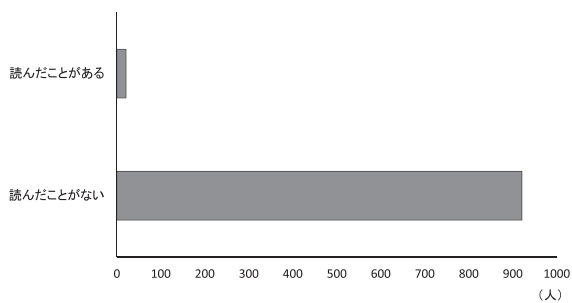


図 19 質問 10

【11】全体的にみて、日体大が取り組んでいる「日体大から体罰をなくす教育」は、効果があると思いますか？

集計の結果、「非常に効果があると思う」20.13% (190名)、「どちらかといえば効果があると思う」37.29% (352名)、「どちらともいえないと思う」25.64% (242名)、「どちらかといえば効果がないと思う」11.02% (104名)、「まったく効果がないと思う」5.93% (56名)であった。検定の結果、「効果があると思う」と回答した割合が有意に多かった ($\chi^2=287.57$, $df=1$, $p<.001$)。このことは、本学が行っている「反体罰・反暴力」に関する体罰排除教育の取り組みが学生に浸透していること推察できる。

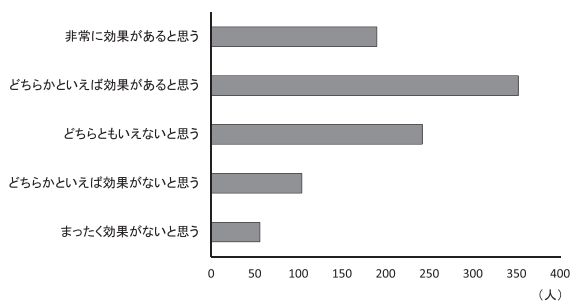


図 20 質問 11

II. クロス集計

(1) 「質問 4」と「質問 11」

質問 4「学長から 1 年生の授業のときに『反体罰・反暴力』等に関する講義を受けましたか？」に対して、「受けた」あるいは「受けていない」と回答したものと、質問 11「全体的にみて、日体大が取り組んでいる『日体大から体罰をなくす教育』は、効果があると思いますか？」に対して、「非常に効果があると思う」から「まったく効果がないと思う」までの 5 段階でどのような回答が得られているかについてクロス集計をおこなった。その結果、「受けた」と回答したもので、「非常に効果があると思う」22.89% (133名)、「どちらか

といえば効果があると思う」37.52% (218名)、「どちらともいえないと思う」23.92% (139名)、「どちらかといえば効果がないと思う」10.50% (61名)、「まったく効果がないと思う」5.16% (30名)であった。一方、「受けていない」と回答したもので、「非常に効果があると思う」15.41% (55名)、「どちらかといえば効果があると思う」36.69% (131名)、「どちらともいえないと思う」28.57% (102名)、「どちらかといえば効果がないと思う」12.04% (43名)、「まったく効果がないと思う」7.28% (26名)であった。検定の結果、講義を受けたか否かの有無によって「体罰排除への教育効果」のとらえ方に有意差が認められた ($\chi^2=10.22$, $df=4$, $p<.05$)。

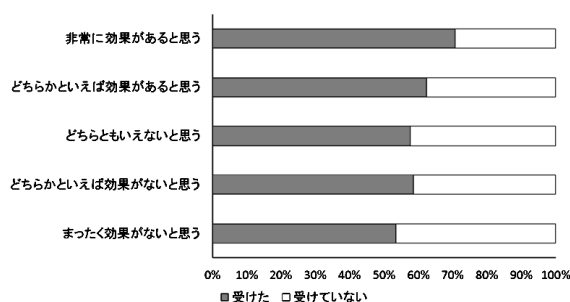


図 21 「質問 4」と「質問 11」

(2) 「質問 5」と「質問 11」

質問 5「理事長から 1 年生の授業のときに『反体罰・反暴力』等に関する講義を受けましたか？」に対して、「受けた」あるいは「受けていない」と回答したものと、質問 11「全体的にみて、日体大が取り組んでいる『日体大から体罰をなくす教育』は、効果があると思いますか？」に対して、「非常に効果があると思う」から「まったく効果がないと思う」までの 5 段階でどのような回答が得られているかについてクロス集計をおこなった。その結果、「受けた」と回答したもので、「非常に効果があると思う」23.78% (127名)、「どちらかといえば効果があると思う」37.27% (199名)、「どちらともいえないと思う」26.22% (140名)、「どちらかといえば効果がないと思う」8.99% (48名)、「まったく効果がないと思う」3.75% (20名)であった。一方、「受けていない」と回答したもので、「非常に効果があると思う」15.14% (61名)、「どちらかといえば効果があると思う」37.22% (150名)、「どちらともいえないと思う」24.81% (100名)、「どちらかといえば効果がないと思う」13.90% (56名)、「まったく効果がないと思う」8.93% (36名)であった。検定の結果、講義を受けたか否か有無によって「体罰排除への教育効果」のとらえ方に有意差が認められた ($\chi^2=24.59$, $df=4$, $p<.001$)。

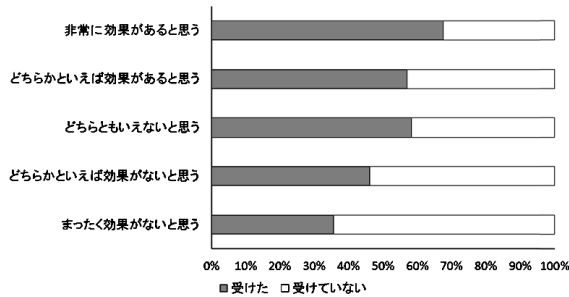


図 22 「質問 5」と「質問 11」

考察および結論

日本体育大学は、谷釜学長が 2013 年度入学式の式辞のなかで、新入生に対して「……体罰・暴力・ハラスメントを葬り去ること」を求めた。これは前年度、わが国において体罰問題がメディアで大きく取り上げられたことを契機とするものである。その内容は大学の「反体罰・反暴力宣言」となり、体罰排除のための取り組み施策が公表された。本学独自の「体罰経験の実態調査」は、その取り組みへ大きな役割を果たすことになった。

本研究は、2013 年度に入学した学生が卒業年次を迎えるにあたり、3 年間の体罰排除教育を体験した結果、体罰排除への意識が向上したのか、またそれぞれの教育内容を振り返ることをとおして学生自身に再確認をうながすことを求めるものである。体罰排除教育の質問項目は本研究の結果の項で取りあげているし、質問項目自体は巻末資料として掲載している。個々の結果はその項を読んでほしいが、ここでは得られた結果のなかから特徴的な内容をまとめることにする。

(1) ホームページでの告知について

大学ホームページに掲載されている「反体罰・反暴力宣言」についての記事を読んだことがあるかという質問に関しては、多くの学生が「読んだことがない」と回答していた。そこで、読んだことがあると回答した学生に、さらに体罰についてどのように思ったのかという質問を加えたところ、「体罰をおこなってはいけない」と回答した学生が全体の 96% 以上であった。このことは、「反体罰・反暴力」についての宣言を読んだことで、体罰をおこなってはいけないという積極的な考えになったことが推察できる。

(2) 「反体罰・反暴力」に関する講義について

教職員から講義を受けたことがあると回答した学生は 72%、受けたことが無いと回答した学生は 28% であった。講義を受けたことがあるという学生にさらに質問をおこなったところ、「体罰をおこなってはいけな

い」と回答した学生が全体の 95% を占めていた。このことは、「反体罰・反暴力」に関する講義を受けることで、より一層、体罰をおこなってはいけないという意識が定着していたことの表れであると考えられる。

(3) 入学式式辞のなかでの「反体罰・反暴力宣言」表明について

全体の 67% の学生が、式辞のなかで学長が表明したことを覚えていると回答していた。さらに、覚えていたと回答した学生に体罰についての質問をおこなったところ、94% の学生が「体罰をおこなってはいけない」と回答していた。入学時の純粋な気持ちがあるときに、「反体罰・反暴力宣言」を聞いたことは、後の学生生活に非常に印象深く感じられ、ある種の刷り込みがおこなわれたのではないかと考えられる。繰り返し説明することも大切であるが、学長による入学式という特別な場面における「反体罰・反暴力宣言」の表明が効果的であったと考えられる。

(4) 学長・理事長からの「反体罰・反暴力」に関する講義について

学長から「反体罰・反暴力」に関する講義を受けたと回答した学生は 62%、理事長から同様の講義を受けたと回答した学生は 57% であった。さらに講義を受けた学生に、体罰に関する質問をおこなったところ、学長と理事長に講義を受けた学生の 90% 以上が「体罰をおこなってはいけない」と回答していた。「反体罰・反暴力」に関する講義やメッセージ、さまざまな領域から情報を受け取ることで、学生は「体罰をおこなってはいけない」という意識が働くのであると考えられる。

(5) 「日体大から体罰をなくす教育」の効果について

「非常に効果がある」と回答した学生が 20%、「どちらかといえば効果がある」と回答した学生が 37% であった。この 2 つの回答を合わせると、57% の学生が日体大から体罰をなくす教育に「効果がある」と考えているようである。また、効果についてははっきりしないが「否定的な考えを持っていない」「どちらともいえない」と回答した学生 26% を含めると、約 85% の学生が「日体大から体罰をなくす教育の効果」に否定的な考えを持っていないということが明らかとなった。このことは、入学式式辞における「反体罰・反暴力宣言」の表明、教職員からの「反体罰・反暴力」の講義、学長・理事長による「反体罰・反暴力宣言」の講義、さらには学長直行便など、全学を挙げての体罰排除教育の効果が認められるのではないかと考えられる。

最後に、現状の体罰排除教育の水準を維持しながら、さらに各学年に「反体罰・反暴力」の講義回数を増や

すこと、約 1/3 の学生が講義を受けていないという結果から、今後は全学生に「反体罰・反暴力」の理解を深める機会を作ることが急務ではないかと考えられる。また一方で、入学から3年間、「反体罰・反暴力」の教育を受けてきたにもかかわらず、排除教育について「効果がない」と回答した学生が存在したことは、残念ながら潜在的に体罰を「否定しない」実態があることも推測できる。したがって、本学の全学生・全教職員に対して、「反体罰・反暴力」への意識をより一層高めさせる「体罰排除教育の新たな取り組み」を再構築する必要があると言えよう。

参考文献

藤田主一・宇部弘子・福場久美子・鈴木悠介・本間悠也・小川拓郎・深見将志・藤本太陽・齋藤雅英・谷釜了

正（2014）体罰・暴力における体育専攻学生の意識と実態，日本体育大学紀要 44（1），21-32.

藤田主一・宇部弘子・福場久美子・市川優一郎・鈴木悠介・本間悠也・小川拓郎・深見将志・藤本太陽・谷釜了正（2015）日本体育大学における体罰排除教育の効果，日本体育大学紀要 45（1），75-92.

谷釜了正・福場久美子・市川優一郎・小川拓郎・鈴木悠介・宇部弘子・軽部幸浩・藤田主一（2016）日本体育大学における体罰排除教育の取り組み—縦断的な視点に基づいて—，日本体育大学紀要 45（2），141-150.

〈連絡先〉

著者名：谷釜了正

住 所：東京都世田谷区深沢 7-1-1

所 属：日本体育大学スポーツ史研究室

E-mail アドレス：tanigama@nittai.ac.jp

資料 1

アンケート調査のお願い

日本体育大学

このアンケート調査は、本学が取り組んでいる「反体罰・反暴力」教育について、その成果を学生の皆様にお聞きするものです。回答していただいた内容は、すべて統計処理を施します。したがって、個人を特定することはありませんので、安心して回答してください。選択肢がある場合は、当てはまる（ ）の中に○印を、自由記述欄にはご意見を書いてください。

■あなた自身について質問します。

- ・年齢：(歳) ・学年：(年) ・性別：() 男性 () 女性
- ・所属学科：() 体育学科 () 健康学科 () 武道学科 () 社会体育学科
 () 児童スポーツ教育コース () 幼児教育保育コース () 整復医療学科
 () 救急医療学科
- ・高校の種類：() 国公立高校 () 私立高校
- ・高校の都道府県：() 北海道 () 東北 () 関東 () 中部 () 近畿
 () 中国・四国 () 九州・沖縄 () その他
- 部活・サークル等に入っていますか？
 () ①入っている _____部
 () ②入っていない

【1】日体大のホームページに「反体罰・反暴力宣言」が掲載されていますが、読んだことがありますか？

- () ①ある
- () ②ない

「①ある」に○印を付けた方にお尋ねします。「反体罰・反暴力宣言」を読んで、体罰についてどのように思いましたか？

- () ①体罰をおこなってはいけないと思った
- () ②どちらかといえば体罰をおこなってはいけないと思った
- () ③どちらともいえないと思った
- () ④どちらかといえば体罰をおこなってよいと思った
- () ⑤体罰をおこなってよいと思った

【2】授業中に教職員から、「反体罰・反暴力」に関する講義を受けたことがありますか？

- () ①受けたことがある
- () ②受けたことがない

「①受けたことがある」に○印を付けた方にお尋ねします。「反体罰・反暴力」に関する講義を受けて、体罰についてどのように思いましたか？

- () ①体罰をおこなってはいけないと思った
- () ②どちらかといえば体罰をおこなってはいけないと思った
- () ③どちらともいえないと思った
- () ④どちらかといえば体罰をおこなってよいと思った
- () ⑤体罰をおこなってよいと思った

【3】 入学式の時、学長（谷釜了正学長）が、式辞のなかで「反体罰・反暴力宣言」を表明したことを覚えていますか？

- () ①覚えている
- () ②どちらかといえば覚えている
- () ③どちらともいえない
- () ④どちらかといえば覚えていない
- () ⑤覚えていない

「①覚えている」「②どちらかといえば覚えている」に○印を付けた方にお尋ねします。学長の「反体罰・反暴力宣言」を聴いたとき、どのように思いましたか？

- () ①体罰をおこなってはいけないと思った
- () ②どちらかといえば体罰をおこなってはいけないと思った
- () ③どちらともいえないと思った
- () ④どちらかといえば体罰をおこなってよいと思った
- () ⑤体罰をおこなってよいと思った

【4】 学長から1年生の授業のときに「反体罰・反暴力」等に関する講義を受けましたか？

- () ①受けた
- () ②受けていない

「①受けた」に○印を付けた方にお尋ねします。講義を受けてどのように思いましたか？

- () ①体罰をおこなってはいけないと思った
- () ②どちらかといえば体罰をおこなってはいけないと思った
- () ③どちらともいえないと思った
- () ④どちらかといえば体罰をおこなってよいと思った
- () ⑤体罰をおこなってよいと思った

【5】 理事長（松浪健四郎理事長）から1年生のときに「反体罰・反暴力」に関する講義を受けましたか？

- () ①受けた
- () ②受けていない

「①受けた」に○印を付けた方にお尋ねします。講義を受けてどのように思いましたか？

- () ①体罰をおこなってはいけないと思った
- () ②どちらかといえば体罰をおこなってはいけないと思った
- () ③どちらともいえないと思った
- () ④どちらかといえば体罰をおこなってよいと思った
- () ⑤体罰をおこなってよいと思った

<裏面へ続きます>

【6】運動部に所属している方にお尋ねします。部活動のときに、学長から「反体罰・反暴力宣言」の趣旨の説明を受けましたか？

- () ①受けた
() ②受けていない

「①受けた」に○印を付けた方にお尋ねします。「反体罰・反暴力宣言」の趣旨の説明を受けて、どのように思いましたか？

- () ①体罰をおこなってはいけないと思った
() ②どちらかといえば体罰をおこなってはいけないと思った
() ③どちらともいえないと思った
() ④どちらかといえば体罰をおこなってよいと思った
() ⑤体罰をおこなってよいと思った

【7】毎年4月上旬に実施される体罰に関する調査（アンケート）に回答しましたか？

- 1年生の4月 () ①回答した () ②回答していない
2年時の4月 () ①回答した () ②回答していない
3年時の4月 () ①回答した () ②回答していない

【8】体罰を受けたり、見たり・聞いたりしたときに、日体大のポータルサイトで開設されている「学長直行便」で報告できることを知っていますか？

- () ①知っている
() ②知らない

これから体罰を受けたり、見たり・聞いたりしたときに「学長直行便」を利用したいと思いますか？

- () ①ぜひ利用したいと思う
() ②どちらかといえば利用したいと思う
() ③どちらともいえないと思う
() ④どちらかといえば利用したくないと思う
() ⑤まったく利用したくないと思う

【9】学生寮または合宿所でのことをお尋ねします。「反体罰・反暴力」に関して、寮監長・部長・監督・コーチからの巡回指導を受けたことがありますか？学生寮または合宿所に居住したことがない場合は、③に○をつけてください。

- () ①ある
() ②ない
() ③学生寮・合宿所に居住したことがない

「①ある」に○印を付けた方にお尋ねします。どのような指導を受けましたか？具体的に書いてください。

()

【10】 日体大から刊行されている「反体罰・反暴力に関する資料・冊子」を読んだことがありますか？

() ①読んだことがある

() ②読んだことがない

「①読んだことがある」に○印を付けた方にお尋ねします。「反体罰・反暴力に関する資料・冊子」を読んで、どのようなことを思いましたか？ 具体的に書いてください。

()

【11】 全体的にみて、日体大が取り組んでいる「日体大から体罰をなくす教育」は、効果があると思いますか？

() ①非常に効果があると思う

() ②どちらかといえば効果があると思う

() ③どちらともいえないと思う

() ④どちらかといえば効果がないと思う

() ⑤まったく効果がないと思う

<ご協力ありがとうございました>